

対象施設周辺地域で小型無人機等の飛行を行う場合の手続について

○ 通報の方法

1 対象施設の管理者、土地の所有者及び占有者

小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式（別記様式第1号）の通報書を提出してください。同通報書には、飛行区域を示す地図を添付する必要があります。

当該小型無人機等に登録記号が表示されていない場合には、機器の識別のため、当該小型無人機等の写真の提出が必要です。

なお、土地の所有者及び占有者については、小型無人機等の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

2 国又は地方公共団体

小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式（別記様式第2号）の通報書を提出してください。同通報書には、飛行区域を示す地図を添付する必要があります。

当該小型無人機等に登録記号が表示されていない場合には、機器の識別のため、当該小型無人機等の写真の提出が必要です。

また、小型無人機等の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しを提出することが必要です。

3 その他の方

警察署への通報に先立ち、小型無人機等の飛行に係る対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者から、当該飛行に係る同意を書面により得る必要があります。

同意を得るための方法、連絡先等については、各対象施設のホームページ等を参照してください。

この同意を得た後、小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書及び管理者等の同意を証明する書面の写しを提出してください。同通報書には、飛行空域を示す地図を添付する必要があります。

当該小型無人機等に登録記号が表示されていない場合には、機器の識別のため、当該小型無人機等の写真の提出が必要です。

なお、土地の所有者及び占有者から同意を得た場合については、小型無人機等の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

○ 諸注意

- 書類の不備等により通報書の再提出を求める場合があり、改善されず飛行予定日時が切迫した場合、飛行日時の変更を求める場合がありますので、早めの提出をお願いします。
- 小型無人機等の飛行を行う場所が複数の対象施設の対象施設周辺地域に係る場合には、その全ての対象施設から同意を得る必要があります。
- 「災害その他緊急やむを得ない場合」に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、警察署に口頭で通報することで足りることとしています。ただし、その場合であっても、「3 その他の方」については、通報に先立って対象施設の管理者等から当該飛行に係る同意を得る必要があることに注意してください。
- 各対象施設ごとの小型無人機等の飛行が禁止される地域については、各対象施設のホームページを参照してください。
- 通報書は警察署の窓口でも入手することが可能です。